

山形県知事 吉村 美栄子 殿

2020年5月1日
山形県労働組合総連合
議長 勝見 忍

新型コロナの影響から雇用と営業を守るための緊急要請

新型コロナウイルス感染防止のため、昼夜を分かたぬ御奮闘に心より敬意を申し上げます。

新型コロナの感染拡大が、雇用や営業に深刻な影をもたらしています。この間、天童温泉の旅館「舞鶴荘」でのほとんどの従業員解雇や山形市の老舗漬物店「丸八やたら漬」の廃業などの事態が相次いでいます。

私たちが行っている労働相談でも、「会社から休業を指示されたが、休業補償の話はない」「派遣契約を途中で打ち切られた」などの相談が寄せられています。このままでは、リーマンショック時の「派遣切り」を上回るリストラや解雇、失業、倒産などが深刻化する懸念があります。

こうした状況の中、雇用と営業を守るためには、国や自治体からの支援や補償が求められています。そこで、下記の事項について要請させていただきますので、誠実に対応していただきますようお願い申し上げます。

記

I コロナ問題による解雇・リストラの防止、雇用の維持・確保

1. この間、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけ、天童温泉の舞鶴荘がほとんどの従業員を解雇、山形市の老舗漬物店「丸八やたら漬」が廃業することが相次いで明らかとなりました。従業員の雇用を維持し、事業を継続するためのなんらかの方策がなかったのか、残念な思いを強くしています。また、今後、こうした事態が頻発することが懸念されます。

百貨店の大沼が倒産した際には、再就職先の確保など官民あがての支援が行われました。こうした事例もふまえ、職を失う労働者の救済のため個々の事業者に対応する支援策も検討して下さい。

2. 山形労働局など関係機関との連携を強化して、コロナ問題を口実とした違法・不当なリストラや解雇の防止に全力を尽くして下さい。その際、「整理解雇の4要件」についても重視して下さい。

そのためにも、国による雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用するよう県内企業に呼びかけ、周知徹底に努めて下さい。また、雇用調整助成金への県独自の上乗せ助成を行って下さい。

3. 感染防止のため休業要請にこたえた事業主が労働者を休業させた場合でも、労働基準法第 26 条にもとづく休業手当の支払いが求められます。関係機関と連携して、県内の企業と労働者に対して関係法令の周知・徹底に努めて下さい。
4. 今後、失業する労働者が一定規模に及ぶことも想定せざるを得ません。この機会に、かつての緊急雇用対策のように、職を失った人を自治体の会計年度職員などとして採用し、住民生活に必要な業務を担ってもらうなどの対策を検討して下さい。

Ⅱ 感染の影響から中小企業・小規模事業者の営業を守るために

1. 営業自粛要請にこたえる事業者に対して、県として独自に、緊急経営改善支援金を支給することとなりました。感染防止対策は長期化する可能性があることを考慮し、状況をみながら継続的な支援策を検討して下さい。
2. 外出自粛が強化されている中で、中小の事業者にとって家賃やリース料などの固定費が重い負担となっています。国に対して、家賃負担が軽減できる施策など効果的な支援策を要望して下さい。

Ⅲ コロナの影響から県民生活を守るために

1. 国の補正予算における地方自治体への 1 兆円の地方創生臨時交付金のさらなる用途の拡大と増額を要望して下さい。
2. 国による 1 人一律 10 万円の給付について
 - (1) 感染防止対策が長期にわたる可能性を考慮し、1 回限りの給付に終わらせることなく、継続して給付するよう国に要望して下さい。
 - (2) 生活保護利用者への一律給付は、厚労省の事務連絡によって収入と認定されず、生活保護費は削減されることはないことが明らかとなりました。このことを保護利用者にも市町村にも周知し、利用者の生活支援に充てられるよう徹底して下さい。

IV コロナの影響からアルバイト学生の生活を守るために

アルバイトで生活を維持する学生は、アルバイト先が休業等のため収入が途絶えるなど、厳しい状態に直面しています。国に対して、学生アルバイトへの補償や授業料の返還等の施策を要望して下さい。

県独自でも、アルバイト学生への生活支援を検討して下さい。

V いまこそ消費税を減税すべきとき

1. 消費税は、5%に減税するよう国に求めて下さい。
2. 財源について、コロナ終息後に、現在の大企業・富裕層への優遇税制を根本的に改め、応分の負担を求める応能負担原則にもとづく税制のあり方について、国に対し問題提起して下さい。

以上